不正受給に関与した社会保険労務士又は代理人

（問い合わせ先）

滋賀労働局職業安定部職業対策課
電話：０７７－５２６－８６８６（直通）

公表日	氏名	事務所の名称	所在地	助成金の名称	支給を取り消した日	返還を命じた額	返還状況	不正の内容
令和5年11月16日	前田　桂吾	みなと経営労務事務所	大阪市浪速区桜川１－１－２８三宝ビル４Ｆ	キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金	令和4年7月5日	1,847,920	一部返還済み	滋賀労働局管内の事業所１社にかかる当該助成金の支給申請において、虚偽の申請書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したもの。